

フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます

～令和6年秋頃フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行～

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年秋頃の施行を予定しています。

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、以下のことを目的としています。

フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの方の就業環境の整備

法律の適用対象は、発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引です。

フリーランス : 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 : フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。



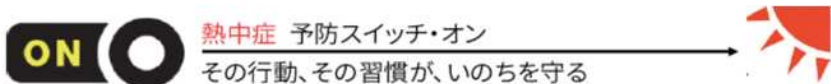
詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください

法律の内容

義務項目	具体的な内容
書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を定める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。

夏本番！熱中症にはご注意を。社員みんなが正しい知識を学びましょう！



自分で
できる



7
つのこと



<p>1</p> <p>熱中症を正しく知ろう</p> <p>1-1 (管理者編) 1-2 (作業者編)</p>	<p>2</p> <p>応急手当と水道水散布法</p>	<p>3</p> <p>暑さ指数の活用</p> <p>3-1 測定 (管理者編) 3-2 確認 (作業者編)</p>	
<p>4</p> <p>暑熱順化</p>	<p>5</p> <p>水分塩分同時補給</p>	<p>6</p> <p>ブレイクリング</p>	<p>7</p> <p>健康管理</p>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年は猛暑の影響により熱中症による労働災害が多発し、岩手労働局管内では不休を含む被災者数は251人、うち休業4日以上被災者数は25人となりました。これは熱中症による労働災害の統計を開始(平成11年)以降、最も多かった平成30年を超え最多となっています。業種別では建設業、製造業、警備業、商業の順となっています。

盛岡署管内では52人発生していますが、7月、8月に集中しており、まさにこれからが一層の注意を必要とします。

社員一人ひとりが熱中症予防に対する正しい知識を学び、いざという際に即時対応できるようにすることが重要です。左記の「自分でできる7つのこと」は、動画で視聴できる資料となっています。ぜひ、社内の安全衛生教育の一環としてご覧いただき、知識、対応方法を習得しましょう。

参考リンク先
学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報
<http://neccyusho.mhlw.go.jp/>



外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください ～最大14言語、幅広い業種等に対応～

外国人労働者を使用している事業主様へ。厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



技能講習保持教材



ピクトグラム安全表示例

